

第5章 歴史文化遺産の保存・活用に関する基本理念・方針と措置

1. 歴史文化遺産の保存・活用に関する課題

ここでは、舞鶴市の歴史文化を活かしたまちづくりに係る現状の課題を、「探る・学ぶ取り組みに係る課題」、「活用に係る課題」、「保存・防災に係る課題」、「保存・活用する仕組みづくりに係る課題」、「関連文化財群のテーマごとの課題」の5つの視点から課題の解決に向けた必要な視点を整理する。

(1) 歴史文化遺産を探る・学ぶ取り組みに係る課題

ア. 「探る」取り組みについて

○調査の継続

前述の指定等文化財の継続した学術調査や未指定の歴史文化遺産を総合的に把握したうえでその価値を明確にしていくことが求められる。

イ. 「学ぶ」取り組みについて

○ふるさと学習の拡充

歴史文化遺産の将来の担い手となる小中学生による「地域のたからもの」発見の取り組みである「ふるさと学習」は「探る」試みとして全市で展開しており、この取り組みを継続的に進めるとともに、義務教育を終えた高校生等若者層への「ふるさと学習」を拡充することが重要である。

○学ぶ機会と場の提供

同一や類似の「地域のたからもの」を有する地区の連携による活動を推進すること、市民・行政・関係機関等の連携、子どもたちによる地域発見の取り組みも含め、幅広い活動支援の拡充により、歴史文化遺産を学ぶ機会や場づくりが必要とされる。

(2) 歴史文化遺産の活用に係る課題

ア. 歴史文化遺産の魅力発信への活用について

○日本遺産・記憶遺産等のさらなる活用

赤れんが倉庫群の他、日本遺産に認定された西国三十三所札所の松尾寺など、市を代表する歴史文化遺産を観光振興等の魅力発信に活用しているが、日本遺産・世界記憶遺産・20世紀遺産のブランド力のさらなる活用の余地がある。一例として、令和2年(2020)に日本遺産の構成文化財に追加認定された舞鶴鎮守府島嶼施設(蛇島ガソリン庫^{じやじま})は、劣化のみならず、島に渡るには渡船の運航が必要であり、今後の公開・活用のための方策の検討が必要である。

○赤れんが博物館の展示の拡充

赤れんが博物館は平成5年(1993)に開館して以来、小規模な展示改修は行っているが、新たな研究成果なども含め、大規模な展示のリニューアルが求められている。

○歴史的建造物の活用

若の湯や旧舞鶴鎮守府乙号官舎など現役で使用している歴史的建造物が舞鶴の特徴であり、これらの活用の拡充が必要となる。

○田辺城趾とその周辺の魅力発信

田辺城を核とした城下町らしい魅力発信のため、資料館の展示拡充、「歴史のみち」や休憩所等田辺城趾とその周辺の総合的な整備が必要である。

○地域による魅力発見・発信に係る取り組みの継続

総合学習の時間に小学生が地域住民とともに校区の課題を発見し、「藤ノ森」の保存と活用を考えた中舞鶴小学校の取り組みなど、地域や子どもたちによる歴史文化遺産の魅力の発見・発信に係る取り組みは、これまでも活発に進められてきた。しかし、活動の継続が課題であり、市民・団体と専門家、行政が連携し、こうした活動に向けての支援が求められている。

○周遊・アクセス手段の確保

歴史文化遺産は市内に点在しており、これらの周遊・アクセス手段の確保が課題となっている。

○地元資源の魅力発信

森林荒廃や遊休農地化が進んでおり農林水産業や伝統産業が魅力発信に十分に活用されていない。

イ. 歴史文化遺産の情報発信について

○市民との歴史文化遺産の価値・魅力の共有

市民自らが歴史文化遺産の価値や魅力を知り、学び、情報発信していけるよう、幅広い学びの取り組みの展開が重要である。

○先端技術を活用した多様な情報発信ツールの活用

来訪者に舞鶴の歴史文化遺産の魅力を伝えるための案内板の整備や体験学習などの企画の拡充が必要である。さらに、観光客を呼び込むツールやプロモーションに関しても、近年、先端技術を活用した多様な情報発信ツールが各地で展開しており、取り組みを拡充することが必要である。

○歴史文化遺産の情報検索サイトの確立

舞鶴を訪れたい人がアクセス可能な歴史文化遺産の情報検索サイトが十分に確立していない。

○博物館施設の連携

市内の歴史文化遺産にふれることができる博物館施設としては、郷土資料館・田辺城資料館・引揚記念館・赤れんが博物館があるが、それらの施設間連携や情報発信が十分でない。施設連携による舞鶴市の多様な歴史文化遺産そのものを見て・聞いて・学ぶ機会と場の充実が求められる。

(3) 歴史文化遺産の保存・防災に係る課題

○担い手の減少

過疎化・少子高齢化による歴史文化遺産の担い手の減少が課題である。

○指定等文化財の適切な保存

指定等文化財のなかには美術工芸品など脆弱なものも含まれ、その適切な保存が引き続き必要である。一方で指定等文化財の保存のための保存活用計画の作成は一部の文化財に限定されている。

○指定等の継続

価値ある歴史文化遺産の保存に向け、文化財保護法令に基づく文化財指定等の取り組みの拡充が引き続き必要である。

○保存のための財政支援

財政的負担から保存のための取り組みが進んでいない歴史文化遺産もみられる。所有者の負担軽減と持続可能な歴史文化遺産保存のため支援策の検討等が必要である。

○自然環境・周辺環境の保全

豊かな自然環境および歴史文化遺産の周辺環境の保全が継続して必要である。

○失われた伝統文化

城下町文化の興隆を示す芸屋台での子供歌舞伎など失われた文化芸術がみられる。

○次世代による継承の継続

子どもたちが引き揚げの史実を学び、語り部となって発信する「次世代による継承」の取り組みは、学び、伝え、引き継ぐ取り組みとして継続して進める必要がある。

○近現代資料の保存

世界記憶遺産の引揚記念館収蔵資料に代表される近現代史料は、戦中・戦後の紙を使用しており、保存のための措置を施さなければ劣化が進行し、消滅してしまう危険性が高い。

○市所蔵資料の収蔵施設の確保

近年増大する市所有の歴史文化遺産の保管場所の確保が必要である。

○歴史文化遺産の防災・防犯対策

自然災害や盗難等の被害に対応した、歴史文化遺産の防災・防犯体制は十分に確立していないため、必要な対策が求められる。

(4) 歴史文化を保存・活用する仕組みづくりに係る課題

ア. 歴史文化遺産保存・活用に向けた体制の充実について

○専門的人材の確保

舞鶴市では、専門的人材と市民・専門家との協働により、赤れんが倉庫群の価値の発見・再認識が進められた。今後、発見・研究・活用・保存というサイクルを市全域に浸透させるためには、歴史文化遺産に関する専門的人材の確保が必要である。

○市民活動の支援

舞鶴では市民の活動により歴史文化遺産のまちづくりへの活用が進められており、こうした取り組みは本市における歴史文化遺産の保存・活用のモデルとして位置づけられる。そのため今後も歴史文化遺産の保存やまちづくりへの活用に向けた取り組みが活性化するように、市民活動等の支援のより一層の充実が求められる。

○地域による見守りの継続

防災・防犯の視点から、地域による歴史文化遺産の見守り活動の継続的な取り組みが必要である。

○保存のための新たな制度的な枠組みの検討

指定等文化財に準ずる価値ある歴史文化遺産の保存のための取り組みとして新たな制度的枠組みの検討も必要である。

イ. 多様な主体との連携について

○多様な市民との協働

海上自衛隊員・海上保安官とその家族、海上保安学校の学生等、市外から転入し一時的に在勤・在学し、再び市外に転出する人々は舞鶴の歴史文化を学んだうえで全国に広がり、その魅力を発信する主体となり得るため、これら多様な市民との協働による情報発信などの事業展開が必要とされる。

○市役所内の連携の推進

景観・まちづくり・観光・農林水産等の関連分野を所掌する部署との庁内連携が必要である。

○広域連携の推進

周辺市町や日本遺産推進協議会との連携、姉妹都市を含めた海外交流、まちづくり団体や大学等研究機関との連携の推進が必要とされる。

(5) 関連文化財群のテーマごとの課題

ア. 多様な自然に育まれた歴史文化の課題

○自然環境の保全に関わる市民・団体の高齢化

冠島や青葉山等、豊かな自然環境は舞鶴の持続可能な地域基盤といえるが、これらの自然環境の保全に取り組む市民や団体の高齢化と後継者不足による活動の停滞が懸念される。

イ. 人と海との関わりが息づく歴史文化の課題

○祭礼芸能の記録化

海との関わりが息づく歴史文化遺産のうち、雄島まいり・精霊船行事・吉原の万灯籠等の祭礼や伝統行事は順次、文化財等の指定により保存策が進められているが、保存・継承のための記録化ならびに地域での担い手育成や学校教材への活用などの措置が必要である。

○漁業集落の景観保全

吉原や成生などの漁業集落の景観保存のための取り組みが進捗していない。

○生業に関わる技術・年中行事の保存

地域のなかで保存・継承されてきた漁業など生業に関わる技術や衣食住・年中行事等の保存と魅力発信が十分でない。

ウ. 山と里の信仰と交流が培った歴史文化の課題

○特徴的な民俗行事や民俗慣行の把握調査

山や里の集落で継承されてきた様々な民俗行事や民俗慣行の把握調査が進んでいない。

エ. 近世城下町と里によって形づくられた歴史文化の課題

○活用のための環境整備

田辺城趾とその周辺では、城下町ゆかりの町割りや町並み、糸井文庫の浮世絵や歴史資料等が継承されているが、それらの歴史文化遺産活用の推進のための利便性確保、施設整備などが課題である。

○道標等の確認調査

田辺城下と各地を結ぶ主要街道や脇街道の道標についての調査成果はあるものの、その現状確認調査が進んでいない。

オ. 海軍鎮守府開庁により築かれた歴史文化の課題

○近代化遺産の修理・整備と周遊ルート開発

重要文化財や日本遺産の構成文化財でもある赤れんが倉庫施設は赤れんがパークとして整備され、多くの観光客が訪れているが、舞鶴の近代化を支えてきた近代化遺産のなかには、耐震補強など十分な保存や活用が進んでいないものもみられる。また、これらの歴史文化遺産を巡る周遊ルートの開発なども進んでいない。

カ. 引揚者を迎え入れた歴史文化の課題

○情報発信の継続

引揚記念館収蔵資料は、戦争の悲惨さと平和への祈りを今日に伝えており、引揚記念館の入館者数は平成24年から平成27年にかけて約2倍に増加するなど、世界記憶遺産登録の効果が表れているが、一層の情報発信の強化が必要である。また、引き揚げの記憶を全国に発信するため、引き続き平和学習に関する教育旅行の誘致を進めていく必要がある。

○収蔵資料の保存とデジタルアーカイブズ構築

引揚記念館収蔵資料の保存と引揚体験者の口述資料の記録保存とアーカイブズ構築、既存資料の整理が必要である。

2. 歴史文化遺産保存・活用の基本理念と基本方針

(1) 基本理念

重要文化財であり日本遺産の構成文化財でもある赤れんが倉庫群は、かつてはその魅力が十分に把握されておらず、保存が難しいと考えられてきた。しかし、市民と研究者等との協働によってその価値が見出され、光を当てることによって赤れんがの良さを確認し、活用を考える市民組織の発足と外部への発信・啓発、赤れんが建造物のまちづくりへの活用、さらには保存・活用という一連の活動を通じて、赤れんがに対する市民の愛着が醸成され、まちの賑わいを創出してきた。

歴史文化遺産の保存・活用に向けた「赤れんがモデル」とも称すべき舞鶴市のこうした取り組みは、文化庁長官表彰、日本イコモス賞の受賞など高い評価を受けており、文化財活用の成功事例として、舞鶴市民をはじめ全国にも広く浸透している。

本計画では、歴史文化遺産を活用したまちづくりを進めるうえでの課題を踏まえ、舞鶴のまちづくりの軌跡である「赤れんがモデル」を舞鶴市全域に波及させ、市民・団体、専門家、行政など様々な主体が協働して、単体の歴史文化遺産ではなく、多様な歴史文化遺産を群として保存・活用を進めるまちづくりを「舞鶴モデル」として深化させることを基本理念とする。

<歴史文化遺産保存・活用の基本理念>

歴史文化の魅力を探り、学び、活かし、引き継ぐ

～歴史文化の保存・活用に係る「舞鶴モデル」の深化～



図 5-1 舞鶴市の歴史文化を活かしたまちづくりの基本理念

(2) 基本方針

舞鶴市の歴史文化遺産を活かしたまちづくりを着実に進めていくために、次に示す5つの基本方針を設定する。

- ① 基本方針1：歴史文化の魅力を探る・学ぶ
- ② 基本方針2：歴史文化の魅力を活かす・発信する
- ③ 基本方針3：歴史文化の魅力を引き継ぐ
- ④ 基本方針4：歴史文化の魅力を保存・活用する仕組みをつくり出す
- ⑤ 基本方針5：歴史文化ストーリーを構成する関連文化財群の保存・活用を進める

①基本方針1：歴史文化の魅力を探る・学ぶ

方針1-1. 歴史文化の魅力を探る

○指定等文化財の継続的な学術調査の推進

舞鶴市の国・府・市指定等文化財は、適切な保護と管理ならびに活用が進められている。今後も舞鶴市の歴史文化を語るうえで必要となる文化財の継続的な学術調査を進め、歴史文化遺産の価値の顕在化を進める。

○遺跡の継続的調査の実施

過去の人々の生活の痕跡が残された遺跡について、地域の歴史の魅力を探り、理解するための発掘調査や学術調査を継続して進める。

○祭礼芸能・伝統行事の記録作成

祭礼・伝統行事などの歴史文化遺産の記録保存を進め、その魅力を学ぶ素材とする

○未指定の歴史文化遺産把握調査の実施ならびに市民を巻き込んだ文化財把握体制の構築

舞鶴市には、文化財の指定等を受けていない近代の建造物や各種の祭礼・伝統行事、「辻堂」「阿弥陀堂」等の舞鶴に特徴的な民俗慣行・建造物等の調査を大学等研究機関の支援を受けつつ、学校教育の場をはじめ、市民とともに掘り起こしに向けた取り組みを進める。

方針1-2. 歴史文化の魅力を学ぶ

○学校教育や生涯学習におけるふるさと学習の充実

舞鶴市がこれまで進めてきた学校教育や生涯学習におけるふるさと学習や学校給食を通じた歴史や文化、農林水産業についての理解を深める食育を一層充実させ、子どもたちが舞鶴市の歴史文化遺産に興味をもち、誇りと愛着を醸成し、住み続けたいとすることができる機会を提供する。

○まち歩き、講演会、市民講座などの地元学事業の継続的実施

専門家や行政、市民や関係機関が協働して新たな歴史文化遺産を発見し、その価値を再認識できるよう、まち歩き、講演会、市民講座などの地元学事業を継続的に実施し、歴史文化遺産の担い手育成につなげるとともに、生涯にわたって市民の歴史文化遺産を学ぶ場と機会を充実する。

○伝統文化の担い手育成

地域で行われている各種の祭礼や芸能などの伝統文化を継承するため、学校教育や生涯教育と連携しながら、その担い手育成に向けた取り組みを進める。

②基本方針 2：歴史文化の魅力を活かす・発信する

方針 2-1. 歴史文化の魅力を活かす

○歴史文化遺産を活用した観光振興

世界記憶遺産・日本遺産・日本の 20 世紀遺産等の登録・認定により、世界に舞鶴市の歴史文化を発信する絶好の機会となっている。これらの遺産登録・認定効果を活用し、世界記憶遺産や日本遺産の構成文化財以外にも数多く確認されている特徴的な歴史文化遺産を活用した観光振興を一層進める。

○舞鶴らしい歴史的建造物の活用

舞鶴には、多くの歴史的建造物があるが、若の湯や旧舞鶴鎮守府乙号官舎など現役で使用されている建造物も多く、こうした舞鶴らしい歴史的建造物の活用の推進ならびにこうした建造物の活用を通じて、市内に多く残る古民家等その他の歴史的建造物の保存を図る。

○歴史文化を活用する市民活動の支援と活動推進

生涯学習の拡充などにより、地域公共人材の育成や、子どもたちと親世代、祖父母世代との世代間で舞鶴市の歴史文化を共有する取り組みを進める他、歴史文化を活用する市民活動への行政支援を推進する。

○周遊ルートの開発・アクセス手法の検討

舞鶴市は東地区と西地区という 2 つの特徴的なまちが広がり、それぞれの地域では魅力的な歴史文化遺産が点在している。関連文化財群のストーリーなどを参考として市民や来訪者が歴史文化遺産を巡ることができるよう、周遊ルートの開発や歴史文化遺産へのアクセス手段確保の検討を進める。

○地域素材を活かした特産品づくりなどの企画開発と 6 次産業化

舞鶴市は、内外からの来訪者を迎えるおもてなしの充実した都市であるといえる。こうした都市特性を活用し、海軍カレーやスイーツ等海軍ゆかりの食文化、とり貝や岩ガキなどの海産物、銘柄ブランド化された万願寺甘とう・佐波賀だいこん・舞鶴茶など農産物など地域素材を活かした農林水産業の 6 次産業化を目指し、見る・味わう・聴く・触れる・香りを楽しむという五感を使い、歴史文化遺産を活かした企画開発を進める。

方針 2-2. 歴史文化の魅力を情報発信する

○歴史文化ストーリーの発信（基本方針 5 で詳述）

舞鶴市の歴史文化遺産を関連するテーマ毎に群としてとらえ、それらの群を歴史文化ストーリーとして構築したうえで、市民、来訪者がそれらの歴史文化遺産を回遊できるように、必要な情報を発信する。特に、漁業集落、西地区の城下町、祭礼芸能・伝統行事の公開・保存・継承については、重点的にストーリーに基づく保存・活用の取り組みを進める。

○案内板の整備等を通じた国内外からの観光客への対応の充実

多言語表記による案内板の整備・案内マップを継続して作成・更新するとともに、先端技術を活用した観光案内を拡充する。また市民と協働して、地域の歴史文化遺産の説明板の整備を進める。

○舞鶴の歴史文化遺産周知・認識・発信の多様なツール・プロモーションの拡充

舞鶴市の歴史文化情報や学術調査結果などは、これまでもわかりやすい冊子として刊行されている。こうした成果をもとに、歴史文化遺産とその周辺環境が一体となった魅力をホームページや新たな

冊子の刊行、ICT や VR・AR などの先端技術の活用や、SNS による魅力的な情報発信、web 等で祭礼動画を発信するなど多様なツールの拡充を進めるとともに、フィルムコミッションの継続的取り組みによって歴史文化の魅力を活かした観光振興の取り組みを進める。

○資料館等の連携による情報発信の強化

舞鶴市の文化財展示公開施設としては、郷土資料館や田辺城資料館、引揚記念館、赤れんが博物館、赤れんがパークなど特徴のある施設が整備されており、各施設の持ち味を活かした舞鶴の歴史文化の魅力を広げるために施設の相互連携を強化する。また、これらの資料館などを市民が気軽に利用でき、舞鶴市の歴史文化遺産を探り、学ぶ機会と場を充実させるため、各施設の展示内容や収蔵品などに関する情報発信の強化、音声ガイド・AI 等を活用したわかりやすい展示解説・館内案内手法の開発を進める。

③基本方針 3：歴史文化の魅力を引き継ぐ

○指定等文化財の確実な保存

美術工芸品などに代表される繊細な指定等文化財については、今後の保存状況や公開についての課題などについて丁寧に検討したうえで確実な保存手法をとり、未来に引き継ぐ。

○文化財保存事業の適切かつ計画的な実施

舞鶴市はこれまでに多くの歴史文化遺産を指定文化財として保存・活用を進めてきた。これらの文化財は、継続的に管理を進めていくことによってその価値を発揮するものである。このため、指定等文化財に係る保存活用計画の作成、文化財の修理、必要な設備更新など、指定等文化財の保存事業の適切かつ計画的な実施を進める。

○文化財の新たな指定等の推進

市内には未指定の歴史文化遺産が多数所在することが確認されている。このため、学術調査によってその価値が明らかとなった歴史文化遺産については、新たな指定等を進め、その価値を次世代に継承していく。

○歴史文化遺産と周辺環境の総合的整備

田辺城趾や赤れんが倉庫群など舞鶴を代表する歴史文化遺産とその周辺環境や景観を総合的に整備し、歴史文化の魅力を次代に引き継ぐ。

○歴史文化遺産のデータベース化

指定・未指定を問わず、総合的な歴史文化遺産データの把握とデータベースの構築に努め、災害等にも素早く対応できるようにする。

○歴史文化遺産の情報検索サイトの構築

総合的な歴史文化遺産データのふるさと学習教材としての活用を目指して、誰もが情報を検索し、共有できるような仕組みをつくりだす。

○防災・防犯設備の整備推進

火災・暴風雨・地震・津波等の自然災害や盗難など全国的に貴重な文化財がき損・滅失してしまう事態が相次いでいる。このため、文化財を災害や人災から守るため、必要な緩衝帯の整備や適切な機器の配備および文化財所有者や地域住民が連携した防犯体制の強化を推進する。

○大規模災害に備えた体制の構築

平成 16 年（2004）台風 23 号災害の水損史料救済の経験をふまえ、被災時の文化財レスキューのため、行政と大学や歴史資料保存ネットワーク等との情報共有、連携・協力体制を構築する。

④基本方針４：歴史文化の魅力を保存・活用するための仕組みをつくりだす

方針４－１．歴史文化を保存・活用する体制を構築する

○専門的人材の確保

舞鶴市の多様で豊かな歴史文化遺産を保存・活用するとともに舞鶴市文化財保存活用地域計画に示した取り組みを確実に進めていくため、文化財所管部署や資料館等に専門的人材である学芸員や技術者の配置を進める。

○歴史文化を活かしたまちづくり活動に対する支援

市内には、歴史文化を活かした様々な地域活動や市民活動が展開されている。これらの活動が継続的に進められるとともに、新たな活動を誘発することを目的として、活動の顕彰や支援を推進する。

○地域による身近な歴史文化遺産の見守りの維持

地域の寺社・石造物等、身近な歴史文化遺産に対する市民による見守りを継続的に維持する。

○歴史文化遺産保護のための制度や仕組みづくりの検討

舞鶴市の貴重な歴史文化遺産を守り、引き継ぐためには、文化財指定などの制度を活用するほか、「舞鶴市市民遺産（仮称）」制度の創設による市民遺産の選定など、歴史文化遺産の保護継承のための新たな仕組みづくりを検討する。

方針４－２．多様な主体との連携により広がりある事業を展開する

○多様な市民との連携事業の展開

舞鶴に住み、学び、働く、多様な市民との連携事業を積極的に展開し、歴史文化遺産の魅力を探り・学び・発信する。

○関係各課との連携事業の実施

まちづくり・景観・教育・生涯学習・防災・産業に係る関係各課との連携により、歴史文化遺産の保存・活用につながる事業を継続的に進めていく。

○国際交流の推進

姉妹都市をはじめ、海に開かれた舞鶴の都市特性を活かして、国際交流の取り組みや情報発信を拡充する。

○多様な主体との連携の促進

日本遺産関係自治体や海の京都関係自治体、NPOや文化財保存団体、大学など専門的知識を有する人材と連携を促進し、歴史文化遺産の保存・活用に取り組む。

⑤基本方針５：歴史文化ストーリーを構成する関連文化財群の保存・活用を進める

歴史文化遺産の魅力の保存・活用を推進するため、基本方針の①から④の取り組みと関連させつつ、関連文化財群の歴史文化ストーリーの発信を進めるほか、テーマ別の各関連文化財群の保存・活用を重点的に進め、歴史文化遺産を活用したまちづくりのモデルである「舞鶴モデル」の深化につなげる。

ア．関連文化財群「多様な自然に育まれた歴史文化」の保存・活用

○自然環境保全活動団体等への支援

冠島に代表される舞鶴の豊かな自然環境は、全国的にみても貴重である。これらの自然環境の保全に取り組む団体に対し、活動の継続と、より多くの市民が自然環境保全活動に参加できるよう市内

各部局と連携して支援する。

イ. 関連文化財群「人と海との関わりが息づく歴史文化」の保存・活用

○体験学習等を通じた国内外からの観光客への対応の充実

国内外からの来訪者は単なる名所旧跡の見学のみならず、その地域ならではの様々な体験を求めている。このため、舞鶴市の歴史文化の特徴である「海」に関わる歴史文化の体験学習を進め、おもてなしの充実を図る。

○漁業集落の景観の保存と活用

海と深く関わってきた吉原や成生などの漁業集落の景観をその生業とともに保存・継承するため、文化的景観調査を進めるとともに調査に基づき、体験観光やまち歩き等での活用を進める。

○海と関わる遺跡などの歴史文化遺産と周辺景観と一体となった活用方策の検討

古代から海と関わってきた舞鶴の歴史を示す遺跡などと周辺の山や海が一体となって活用できるよう、海沿いの散策路の整備などの活用方策を検討する。

ウ. 関連文化財群「山と里の信仰と交流が培った歴史文化」の保存・活用

○民俗調査

里の信仰の拠点である氏神祭礼や山の神・きつね狩りなどの年中行事、「辻堂」や「阿弥陀堂」を介した住民結合・民俗行事などの分布調査を進め、「山と里の信仰と交流が培った歴史文化」の保存・継承を図る。また、講や地藏盆などの民俗調査を大学等の研究機関や市民と協働して進める。

○祭礼芸能・伝統行事の継承

山と里の信仰によって培われ、市内各地域で伝承されてきた祭礼芸能・伝統行事の調査・記録作成を進め、webでの公開・配信等その魅力発信に努める。また、未指定文化財を含めた各種支援を継続し、祭礼芸能・伝統行事の継承を図る。

エ. 関連文化財群「近世城下町と里によって形づくられた歴史文化」の保存・活用

○田辺城周辺の魅力発信

城下町周辺の魅力発信のため、「歴史のみち」整備をはじめ、糸井文庫の活用方法の検討や田辺城趾の総合的な整備を進め、舞鶴らしい城下町の景観を活かした歴史文化観光に活用する。

○街道沿いの道標等の把握調査

街道沿いに残る道標や板碑・地藏など身近な生活の場にある石造物の把握調査を市民協働で進める。

○伝統文化等の復活

城下町文化を代表する芸屋台の保存と活用を進めるとともに、子供歌舞伎など、後継者不足により途絶えた伝統文化復活に向けた検討を進める。

オ. 関連文化財群「海軍鎮守府開庁により築かれた歴史文化」の保存・活用

○赤れんが倉庫群の保存・活用

赤れんが倉庫群の歴史的価値を担保したうえで、活用のために必要なハード整備を進める。

○日本遺産構成文化財の活用

新たに日本遺産の構成文化財となった旧舞鶴鎮守府島嶼施設（蛇島ガソリン庫）ならびに島へのアクセス手段の確保などにより、日本遺産構成文化財の活用を検討する。

○赤れんが倉庫群での展示拡充

赤れんが倉庫群での展示を拡充し、「海軍鎮守府開庁により築かれた歴史文化」を市民をはじめ、多くの来訪者にわかりやすく伝える。

○歴史的建造物活用機会の創出

舞鶴市の歴史的建造物の魅力発信のため、赤れんが倉庫等を活用したイベントを継続的に実施するとともに、ユニークベニューやサブカルチャー等新たな活用機会の創出に努める。

○赤れんが周辺の景観づくり

赤れんが建造物等、海軍ゆかりの近代化遺産が集積する町並み、眼前に広がる海を含めた景観づくりなど、まちづくり部局等との連携により、海軍ゆかりのまち舞鶴らしい景観づくりを進める。

カ. 関連文化財群「引揚者を迎え入れた歴史文化」の保存・活用

○引揚関係資料調査の継続と記念館の展示内容の更新ならびに保存活用計画の改定

海外資料調査を継続して実施し、調査成果を含め、最新の学術調査成果を活用して、展示内容の更新を進める。また、「舞鶴引揚記念館収蔵資料保存活用計画」を見直し、必要な改定を行い、資料の確実な保存と活用を目指す。

○平和学習誘致の継続と平和学習教材の開発

これまでも進めてきた平和学習誘致を継続するとともに、サブカルチャーを活用するなど新しい効果的な平和学習教材の開発を進める。

○引揚記念館の語り部育成

学校教育と連携して、引揚記念館での語り部を育成し、子どもたちを中心とした次世代による記憶の継承を進める。

○食を通じた舞鶴引き揚げの日の歴史学習

子どもたちが舞鶴引き揚げの日の歴史を体感するための「舞鶴引き揚げの日」給食を継続して実施する。

○引揚記念館の資料の保存

引揚記念館に残る近現代の資料の劣化を防ぐため、デジタル化を含めた保存手法を検討する。また、引き揚げ体験者口述史料（オーラルヒストリー）の記録保存および既存データの整理を進め、デジタルアーカイブスの構築を目指す。

3. 歴史文化遺産の保存と活用に関する措置

本市の歴史文化の特徴、歴史文化遺産の保存・活用に係る課題、課題解決のための基本理念と5つの基本方針を受けて、本計画の計画期間である今後10年で優先的に実施する措置（取り組み）を次に示すとおり設定する。

措置の実施スケジュールは「短期」は1～3年、「中期」は4～5年、「長期」は6～10年と設定する。なお、措置については市全体で取り組むものと関連文化財群のテーマ別に取り組むものに区分する。

措置のうち、「短期」で取り組むものについては、継続事業なども含まれることから、計画期間の初年度から開始して継続的に進めていくものとする。また、関連文化財群のテーマ別に取り組む措置については、短期に重点的に取り組み、今後の市域全域の取り組みを先導するものと位置づける。

措置の内容は、歴史文化遺産の保存・活用にあたっての基本方針毎に示す。

取組主体のうち、「市民」は現在居住する市民以外にも在学・在勤者を含み一括して示す。「団体」は区・自治会、観光ボランティア、NPO等まちづくり団体、企業等を含む。「専門家」は大学等研究機関に所属する研究者やヘリテージマネージャー等を含むもので一括して示す。「行政」は文化財部局と、関連部局および京都府・近隣自治体なども含めた広域行政に区分する。

財源の「市費」の他、「府補助」は府の各種補助金、「国補助」は国の各種補助金（文化庁補助金・地方創生推進交付金等）、「団体費」は団体による活動費を指している。

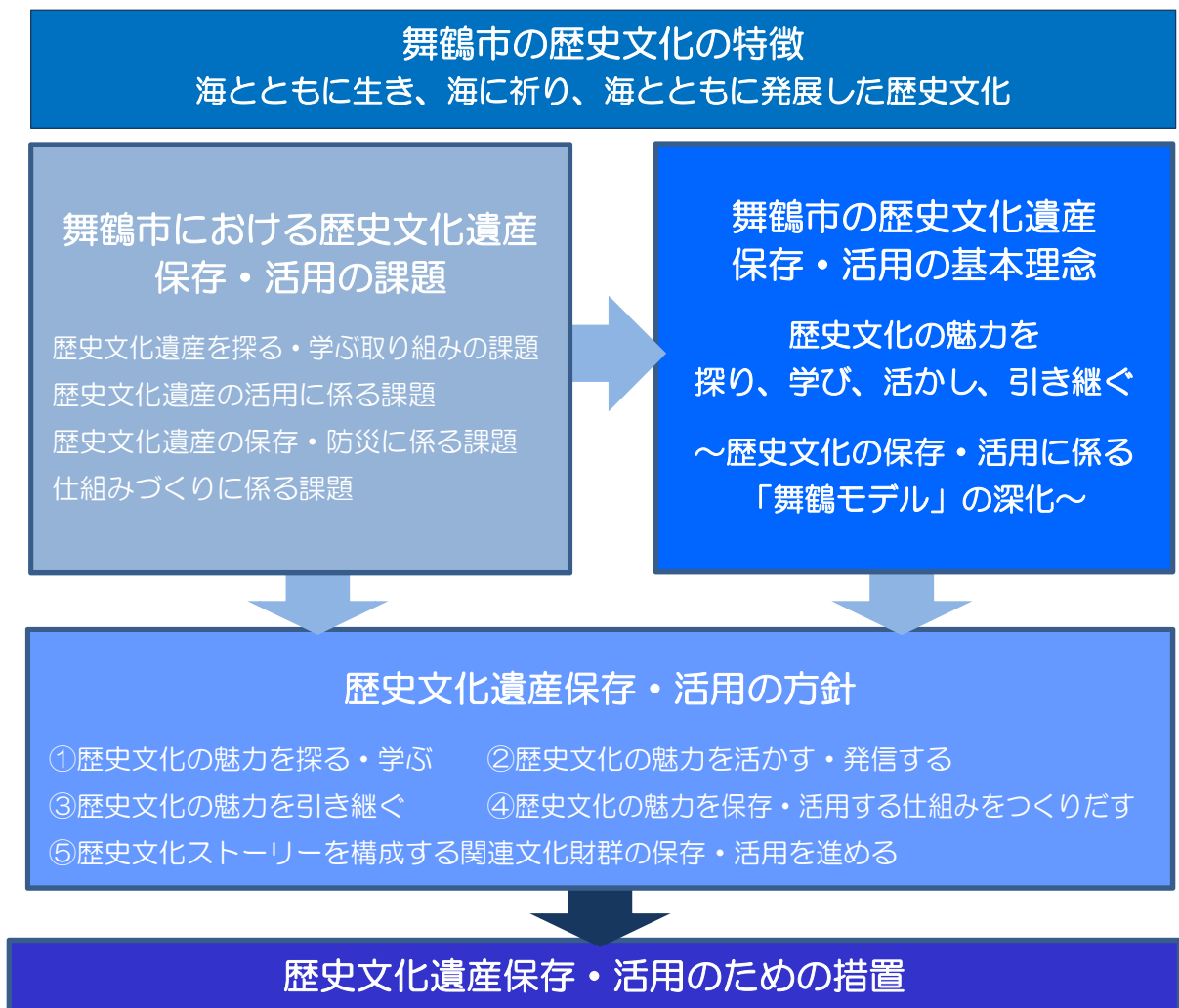


図 5-2 舞鶴市の歴史文化遺産保存・活用の課題—方針—措置

(1) 歴史文化遺産の探る・学ぶ取り組みに係る措置

■基本方針1 歴史文化の魅力を探る・学ぶ

◆方針1-1 歴史文化の魅力を探る

本市の歴史文化遺産の保存・活用のための担い手づくりなどに係る措置として、下記に示すように、歴史文化の魅力を探るための各種調査を専門家のみならず学校教育においても進める他、調査結果を図録にまとめて刊行するなど、多様な取り組みを推進する。

No.	関連文化財の取組み	事業名・事業内容	主な取組主体 ¹	短期	中期	長期	財源
1		指定等文化財学術調査の推進 指定文化財等の学術調査を継続し、その価値の顕在化を進める	文化財部局 専門家 —				国補助 市費
2		遺跡の継続的発掘調査 遺跡等の発掘調査・学術調査を継続的に進める。また、白杉古墳等史跡指定および公開のための整備を検討する	文化財部局 専門家 —				国補助 府補助 市費 その他
3	◎	旧舞鶴鎮守府関連文化財群の総合調査 舞鶴要塞群の史跡指定にむけて舞鶴鎮守府関連歴史文化遺産群の総合的な把握調査を進める	文化財部局 専門家 団体・市民				国補助 市費
4	◎	祭礼芸能・伝統行事等の記録作成 祭礼芸能・伝統行事などの記録保存を進め、その魅力を学ぶ素材とする	団体 市民・専門家・文化財部局 —				国補助 府補助
5		「舞鶴歴史文化遺産叢書（仮称）」の刊行 『舞鶴の○○』シリーズを「舞鶴歴史文化遺産叢書」として発展、特徴的な歴史文化遺産の学術調査を進め図録にまとめ刊行する	文化財部局・専門家 — 市民・団体				市費
6	◎	民俗文化財の掘り起こしと調査記録事業 「辻堂」「阿弥陀堂」等の舞鶴に特徴的な民俗慣行・建造物等の調査を大学や市民と協働で進める	文化財部局・市民・専門家 団体 —				市費 団体費
7	◎	街道沿いの道標等の把握調査 街道沿いに残る道標や地蔵などの身近な生活の場にある石造物の把握調査を市民協働で進める	市民・専門家 文化財部局 団体				国補助 市費
8	◎	特徴的な漁業集落の町並み・文化的景観調査 吉原や成生などの特徴的な漁業集落の町並み、生業と生活と景観が一体となった文化的景観調査を進める	関連部局・文化財部局・専門家 — —				国補助 府補助 市費
9	◎	引揚関係資料調査の継続と展示内容の更新 海外資料調査を継続して実施し、調査成果を含め最新の学術的成果を活用し展示内容の更新を進める	関連部局 文化財部局・専門家 —				国補助 市費
10		市民を巻き込んだ歴史文化遺産調査体制の構築 市民とともに歴史文化遺産の情報を共有し、その価値の掘り起こしに向けた体制を構築する	市民・団体 専門家・文化財部局 —				国補助
11		学校教育における地域を探る取り組みの継続 小中学生から高校生を含め、子どもたちが自ら地域を探り・学び・広く発信する特色ある取り組みを継続する	関連部局・市民・専門家 文化財部局・団体 —				市費

¹上段が主として取り組む主体、中段が協力して取り組む主体、下段が一部に取り組む主体を示す。なお、表記はより主となる主体から順に示している。以下同じ。

◆方針 1-2 歴史文化の魅力を学ぶ

本市の歴史文化遺産の保存・活用のための学習の取り組みとして、下記に示すように、まちづくり出前講座やふるさと学習、食育、まち歩き、市民講座の開催など、市民や子どもたちが歴史文化の魅力を学ぶ機会と場を提供する。

No.	関連文化財の取組	事業名・事業内容	主な取組主体	短期	中期	長期	財源
12		まちづくり出前講座の開催 市民を対象に歴史文化遺産に関する出前講座を引き続き開催する。また学校向け出前講座メニューを拡充する	文化財部局 — —				市費
13		ふるさと学習の継続 学校教育との連携により小中学生や高校生がふるさとの歴史文化を学ぶ機会を継続して実施する	関連部局・文化財部局・市民・団体・専門家 — —				市費
14		郷土資料館展示・講演会の開催 調査研究成果を踏まえた展示・講演会の開催や同好会の学習支援を通じ、市民に専門的な知識を学ぶ機会を提供する	文化財部局 市民 —				市費
15	◎	田辺城ガイド養成講座の拡充 子どもたちを含めた市民を対象に田辺城の歴史を学ぶ機会を提供し、次世代の田辺城ガイドを養成する	団体・市民 文化財部局 —				市費
16		食育の推進 京鯖や万願寺甘とう等の特産品を使った学校給食を通じ、ふるさとの農林水産業に対する理解を深めるための食育を継続する	関連部局・市民 — —				市費
17		まち歩きの実施による新たな担い手育成 地域単位のまち歩き等の実施を通じ、地域の歴史文化遺産を学ぶ機会を提供することで新たな担い手を育成する	関連部局・市民 文化財部局 団体・専門家				市費
18		市民講座の開催などの地元学事業の継続的实施 公民館等を拠点として歴史文化遺産の価値や魅力を伝える地元学事業を継続し、市民の学ぶ機会を充実する	関連部局・市民 文化財部局 団体・専門家				市費
19	◎	平和学習教材の開発 サブカルチャーを活用するなど新しい効果的な平和学習教材の開発を進める	関連部局 — 専門家・団体				市費
20	◎	食を通じた舞鶴引き揚げの日の歴史学習 子どもたちが舞鶴引き揚げの日の歴史を体感するための「舞鶴引き揚げの日」給食を継続して実施する	関連部局・市民 — —				市費
21	◎	伝統文化の担い手育成 地域の祭礼などの伝統文化を継承するため、祭礼の動画作成や後継者育成講座の開催など、担い手育成手法を検討する	文化財部局・関連部局 市民 団体・専門家				市費

(2) 歴史文化遺産の活用に係る措置

■基本方針2 歴史文化の魅力を活かす・発信する

◆方針2-1 歴史文化の魅力を活かす

歴史文化遺産の魅力を観光振興、まちづくり、市民活動に活かすために、下記に示す取り組みを計画的に進める。

No.	関連文化財の取組み	事業名・事業内容	主な取組主体	短期	中期	長期	財源
22		世界記憶遺産・日本遺産等を活用した観光振興 世界記憶遺産や日本遺産・日本の20世紀遺産等のブランドを活かした企画開発等の取り組みを進め、観光振興につなげる	関連部局・文化財部局・団体 — 専門家・市民				国補助 府補助
23	◎	日本遺産構成文化財活用のための環境整備 新たに追加認定を受けた舞鶴鎮守府島嶼施設の活用方法の検討など、日本遺産構成文化財の活用に向けた取り組みを進める	関連部局 文化財部局 —				国補助
24	◎	赤れんが博物館の展示拡充 舞鶴鎮守府の歴史文化を活かすため、赤れんが博物館の展示内容の充実や収蔵庫・バックヤードの確保も含め、リニューアルに向けた検討を進める	関連部局 文化財部局 団体・専門家				国補助
25	◎	歴史文化遺産と周辺の海や山が一体となった活用方策の検討 舞鶴湾に関わる歴史文化遺産と周辺の海や山が一体となって活用できるよう、散策路整備やマップ作成等の活用方策を検討する	関連部局 文化財部局 団体・専門家				国補助 府補助 市費
26		舞鶴らしい歴史的建造物活用の推進 若の湯や旧舞鶴鎮守府乙号官舎など舞鶴らしい歴史的建造物活用の拡充を図る	関連部局・文化財部局・団体 — 市民・専門家				国補助 市費
27		歴史文化を活用する市民活動の拡充 生涯学習の推進により地域公共人材の育成、子どもたちも含めた歴史文化の世代間共有の取り組みにより市民活動を拡充する	関連部局・団体・市民 文化財部局 —				市費
28		歴史文化遺産周遊ルートの開発・アクセス手法検討 市内の歴史文化遺産周遊ルートを開発するとともに、無人バスの運行など最新技術を用いたアクセス手法を検討する	関連部局・文化財部局・団体・市民 — 専門家				国補助 府補助
29	◎	田辺城趾とその周辺の魅力発信 田辺城趾を核とした城下町らしい魅力発信のため、資料館の展示の拡充、「歴史のみち」や、休憩所等田辺城周辺の総合的な整備を継続して進める	関連部局・文化財部局 市民・団体・専門家 —				国補助 市費
30	◎	糸井文庫活用事業 展示施設の整備等、「糸井文庫」の魅力を活かすための活用方法を検討する	関連部局・文化財部局 専門家 —				国補助 市費
31		地域素材を活かした特産品づくりなどの企画開発 歴史文化遺産を活かした特産品の開発など五感を使った新しい企画開発を進める	団体 関連部局・文化財部局・専門家・市民 —				団体費
32		農林水産業第6次産業化 農林水産業の6次産業化を進め、森林荒廃や遊休農地化を改善する	団体・市民 関連部局 —				団体費

◆方針2-2 歴史文化の魅力を情報発信する

本市の歴史文化の魅力を情報発信するため、下記に示すように広報や案内板のみならず、関連文化財群のストーリーの発信や歴史的建造物の活用なども含め、多角的な取り組みを進める。

No.	関連文化財の取組み	事業名・事業内容	主な取組主体	短期	中期	長期	財源
33		広報・HPへの定期的な情報発信 市民に対し歴史文化遺産の周知や興味関心を高めるため、広報やHPで定期的な情報発信を行う	文化財部局 — —				市費
34	◎	関連文化財群の歴史文化ストーリーの発信 市民や来訪者が関連文化財群を周遊できるよう、SNSなどを活用して、必要な情報発信を進める	関連部局・文化財部局・団体 — —				市費
35	◎	体験学習推進による観光対応 海とともに生きてきた舞鶴の特性を活かし、観光客にも対応した海の歴史文化学習体験の取り組みを拡充する	関連部局・団体 文化財部局 専門家				市費 団体費
36		案内板・案内マップの整備と先端技術の活用 多言語表記による案内板の整備・案内マップ作成とともに先端技術を活用した観光案内を拡充する。また市民と協働し地域の歴史文化遺産の説明板の整備を進める	関連部局・団体 文化財部局 市民				国補助 市費
37		歴史文化遺産周知・認識・発信の最先端ツールの拡充 地図アプリやVR・AR等の先端技術を活用するほか、webやSNS等歴史文化の魅力を周知・発信のためのツールを拡充する	関連部局・文化財部局・団体 専門家 市民				国補助 府補助
38		祭礼の動画作成 雄島まいり等の魅力的な祭礼の動画を作成し、子どもたちの教材とする他、広くその魅力を発信する	文化財部局・団体 専門家・市民 —				国補助 府補助
39		活用のためのプロモーションの推進 価値や魅力を発信する多角的プロモーションを企画・推進することで歴史文化遺産活用を推進する	関連部局・団体・専門家 文化財部局 市民				国補助 府補助
40		フィルムコミッションの継続 舞鶴の歴史文化の魅力を内外に伝えるフィルムコミッションの取り組みを継続する	関連部局・団体・専門家 — —				市費
41	◎	歴史的建造物の新たな活用機会の創出 赤れんが倉庫等歴史的建造物活用イベントを継続的に実施するとともに、ユニークベニューやサブカルチャ等新たな活用機会の創出に努める	関連部局・団体・専門家 市民 —				団体費
42		歴史文化遺産の情報検索サイトの構築 市民が歴史文化遺産に触れる機会となる情報検索サイトを構築する	文化財部局 — —				国補助
43		資料館等の連携による情報発信・展示開発手法の開発 郷土資料館・田辺城資料館・引揚記念館・赤れんが博物館の連携による情報発信強化、音声ガイド・AI等を活用したわかりやすい展示解説・館内案内手法の開発を進める	文化財部局・関連部局・団体・専門家 — —				市費

(3) 歴史文化遺産の保存・防災に係る措置

■基本方針3 歴史文化の魅力を引き継ぐ

本市の歴史文化遺産の魅力を確実に次世代に引き継ぐために下記に示す取り組みを進める。

No.	関連文化財の取組み	事業名・事業内容	主な取組主体	短期	中期	長期	財源
44		指定等文化財の確実な保存 繊細な指定等文化財についてはその状況を丁寧に把握し、確実な保存を進める	文化財部局 専門家 市民				国補助 府補助
45		文化財保存事業の計画的実施 指定等文化財に係る保存活用計画作成の他、歴史文化遺産の保存事業を計画的に進める	文化財部局 — 専門家				国補助 府補助
46	◎	舞鶴引揚記念館収蔵資料保存活用計画の改定 「舞鶴引揚記念館収蔵資料保存活用計画」を見直し必要な改定を行う	関連部局・専門家 — 文化財部局				市費
47		新たな文化財の指定・登録等推進 調査により学術的価値を明らかにし、歴史文化遺産の指定・登録等を推進する	文化財部局 専門家 —				市費
48		文化財保全事業等補助 未指定を含めた有形・無形の歴史文化遺産保存のため、財政的支援を含めた各種支援を継続する	文化財部局 — —				国補助 府補助 市費
49		歴史文化遺産収蔵施設の集約化 市内に分散収蔵する考古・民俗資料等市所蔵資料の一元的な管理・保管のため、収蔵施設の集約化を検討する	文化財部局 関連部局 —				市費
50		施策連携による歴史文化遺産と周辺環境の一体的保存 舞鶴らしい歴史文化遺産と周辺環境の一体的な保存により地域の魅力を引き継ぐ	関連部局・文化財部局 団体・専門家・市民 —				国補助 府補助
51	◎	赤れんが周辺の景観づくり 赤れんがパークを核とした旧海軍ゆかりのまちらしい景観づくりを進める	関連部局・文化財部局 団体・専門家・市民 —				国補助 市費
52	◎	重要文化財赤れんが倉庫群等耐震補強・修理工事 文部科学省所管赤れんが倉庫群の活用を見据えた耐震補強や修理工事、設備更新を実施する	関連部局・文化財部局・専門家 — —				国補助 府補助 市費
53	◎	自然環境保全活動団体等の支援 自然環境保全に取り組む団体等の支援を進める	関連部局・文化財部局 団体・市民 —				国補助 市費
54	◎	伝統文化等の復活 城下町文化を代表する子供歌舞伎など、途絶えた伝統文化の復活に向けた取り組みを検討する	団体 関連部局・文化財部局・専門家・市民 —				国補助 府補助 市費
55		歴史文化遺産のデータベース化 歴史文化遺産のデータベース化を進め、誰もが情報を共有できる仕組みを整備する	文化財部局・関連部局 — —				市費
56	◎	引揚記念館語り部の育成 次世代による継承のため、子どもたちが引き揚げの記憶を学び、語り部養成講座に参加、語り部として引揚記念館で活躍する機会を継続して進める	関連部局・文化財部局・団体・市民 — 専門家				市費

No.	関連文化財の取組み	事業名・事業内容	主な取組主体	短期	中期	長期	財源
57	◎	近現代資料の保存の推進 引揚記念館収蔵資料等、劣化の著しい近現代資料保存のための最適手法を検討し、未来に引き継ぐ	文化財部局 専門家 —				国補助
58	◎	引揚体験の記録保存 引き揚げ体験者の口述史料（オーラルヒストリー）の記録保存および既存データの整理を進め、デジタルアーカイブズの構築を目指す	関連部局 専門家 文化財部局				国補助 市費
59	◎	平和学習誘致の継続 市外からの教育旅行による平和学習誘致を継続する	関連部局 — —				市費
60		財源確保の仕組みづくり 歴史文化遺産保存・活用のための財源確保のため、ふるさと納税やクラウドファンディング活用等の仕組みづくりを進める	関連部局・団体 文化財部局・市民 —				寄付
61		文化財ハザードマップ・危機管理マニュアルの作成 災害危険個所の把握・共有および指定文化財を中心とした災害発生時の危機管理マニュアルを作成する	関連部局・文化財部局 — —				市費
62		大規模災害に備えた体制構築 大規模災害に備えた文化財レスキュー等のための体制を構築する	文化財部局 関連部局・団体・専門家・市民 —				国補助 市費
63		指定文化財等の防災・防犯設備の整備推進 歴史文化遺産を災害等から保存するため、防災・防犯設備の整備を推進する	文化財部局 関連部局 団体・市民				国補助 府補助 市費

(4) 歴史文化の魅力を保存・活用する仕組みづくりに係る措置

■基本方針4 歴史文化の魅力を保存・活用する仕組みをつくりだす

◆方針4-1 歴史文化遺産を保存・活用する体制を構築する

歴史文化の魅力を確実に保存・活用するため、下記に示す体制を構築する。

No.	関連文化財の取組み	事業名・事業内容	主な取組主体	短期	中期	長期	財源
64		歴史文化遺産の調査研究・保存・活用に係る専門的人材の確保 歴史文化遺産の専門的人材である学芸員や技術者の配置を進める	関連部局 文化財部局 —				市費
65		歴史文化に関わる地域活動支援制度の創設 歴史文化に関わる地域活動・市民活動を支援する制度を創設する	文化財部局 関連部局・団体 専門家・市民				市費
66		府文化財保護指導委員による巡視 歴史文化遺産の保存管理、普及のため京都府文化財保護指導委員が巡視を行う	文化財部局・市民・専門家 — —				府費
67		地域による歴史文化遺産の見守りの継続的維持 地域の寺社等、身近な歴史文化遺産に対し市民による見守りを継続的に維持する	市民 文化財部局・関連部局 団体				市費
68		「舞鶴市民遺産制度（仮称）」創設 歴史文化遺産継承のための「市民遺産制度（仮称）」の創設を検討する	文化財部局・団体・市民 関連部局 —				市費

◆方針4-2 多様な主体との連携により広がりある事業を展開する

本市の歴史文化の保存・活用をより一層展開するため、下記に示すように多様な主体との連携を推進する。

No.	関連文化財の取組み	事業名・事業内容	主な取組主体	短期	中期	長期	財源
69		多様な市民との協働事業の展開 舞鶴に学び、働く学生や社会人とその家族などを含め多様な市民との協働による歴史文化の保存・活用事業を展開する	市民・団体・関連部局・文化財部局 — —				市費
70		関係各課との連携事業の実施 まちづくり・景観・観光・防災・産業に係る関係各課との連携による事業を実施する	文化財部局・関連部局 — —				市費
71		歴史文化を通じた国際交流の推進 海に開かれた舞鶴の特性を活かし、姉妹都市も含めた青少年国際交流の取り組みや情報発信を継続して進める	関連部局・市民・団体 — —				市費 団体費
72		他の自治体との連携の促進 日本遺産協議会、海の京都関連自治体と連携した取り組みを促進する	関連部局・文化財部局 — —				市費 府補助
73		まちづくり団体との連携促進 NPO や文化財保存団体等と連携し、歴史文化遺産のまちづくりへの活用に取り組む	団体・文化財部局・関連部局 — —				市費 団体費
74		大学等との連携の持続的推進 大学など専門的知識を有する人材との連携を継続し、歴史文化遺産の保存・活用に取り組む	文化財部局・関連部局・専門家 団体 —				市費 団体費

(5) 歴史文化ストーリーを構成する関連文化財群の保存・活用に係る措置

■基本方針5 歴史文化ストーリーを構成する関連文化財群の保存・活用を進める

本市の歴史文化の特徴を活かした関連文化財群とそのストーリーをより一層展開するため、下記に示す取り組みを重点的に進める。

No. ²	関連文化財群のテーマ ³	事業名・事業内容	主な取組主体	短期	中期	長期	財源
3	鎮守府	旧舞鶴鎮守府関連文化財群の総合調査 舞鶴要塞群の史跡指定に向けて舞鶴鎮守府関連歴史文化遺産群の総合的な把握調査を進める	文化財部局 専門家 団体・市民				国補助 市費
4	海	祭礼芸能・伝統行事等の記録作成 祭礼芸能・伝統行事などの歴史文化遺産の記録保存を進め、その魅力を学ぶ素材とする	団体 市民・専門家・文化財部局 —				国補助 府補助
6	山と里	民俗文化財の掘り起こしと調査記録事業 「辻堂」「阿弥陀堂」等の舞鶴に特徴的な民俗慣行・建造物等の調査を大学や市民と協働で進める	文化財部局・市民・専門家 団体 —				市費 団体費
7	城下町	街道沿いの道標等の把握調査 街道沿いに残る道標や地蔵などの身近な生活の場にある石造物の把握調査を市民協働で進める	市民・専門家 文化財部局 団体				国補助
8	海	特徴的な漁業集落の町並み・文化的景観調査 吉原や成生などの特徴的な漁業集落の町並み、生業と生活と景観が一体となった文化的景観調査を進める	専門家 文化財部局・関連部局 —				国補助
9	引揚	引揚関係資料調査の継続と展示内容の更新 海外資料調査を継続して実施し、調査成果を含め最新の学術的成果を活用し展示内容の更新を進める	関連部局 文化財部局・専門家 —				国補助 市費
15	城下町	田辺城ガイド養成講座の拡充 子どもたちを含めた市民を対象に田辺城の歴史を学ぶ機会を提供し、次世代の田辺城ガイドを養成する	団体・市民 文化財部局 —				市費
19	引揚	平和学習教材の開発 サブカルチャーを活用するなど新しい効果的な平和学習教材の開発を進める	関連部局 — 専門家・団体				
20	引揚	食を通じた舞鶴引揚の日の歴史学習 子どもたちが舞鶴引き揚げの日の歴史を体感するための「舞鶴引き揚げの日」給食を継続して実施する	関連部局・市民 — —				市費
21	城下町	伝統文化の担い手育成 地域の祭礼などの伝統文化を継承するため、祭礼の動画作成や後継者育成講座の開催など、担い手育成手法を検討する	文化財部局・関連部局 市民 団体・専門家				市費
23	鎮守府	日本遺産構成文化財活用のための環境整備 新たに追加認定を受けた舞鶴鎮守府島嶼施設の活用方法の検討など、日本遺産構成文化財の活用に向けた取り組みを進める	関連部局 文化財部局 —				国補助

² 前掲の全体の取り組みの事業No.を示す。

³ 関連文化財群のテーマ（第3章〈50-51頁〉および巻末参考資料3「関連文化財群のテーマと構成文化財」参照）を示す。

No.	関連文化財群のテーマ	事業名・事業内容	主な取組主体	短期	中期	長期	財源
24	鎮守府	赤れんが博物館の展示拡充 舞鶴鎮守府の歴史文化を活かすため、赤れんが博物館の展示内容の充実や収蔵庫・バックヤードの確保も含め、リニューアルに向けた検討を進める	関連部局 文化財部局 団体・専門家				国補助
25	全体	歴史文化遺産と周辺の海や山が一体となった活用方策の検討 舞鶴湾に関わる歴史文化遺産と周辺の海や山が一体となって活用できるよう、散策路整備やマップ作成等の活用方策を検討する	関連部局 文化財部局 団体・専門家				国補助 府補助 市費
29	城下町	田辺城趾とその周辺の魅力発信 田辺城趾を核とした城下町らしい魅力発信のため、資料館の展示の拡充、「歴史のみち」や、休憩所等田辺城周辺の総合的な整備を継続して進める	関連部局・文化財部局 市民・団体・専門家 —				国補助 市費
30	城下町	糸井文庫活用事業 展示施設の整備等、「糸井文庫」の魅力を活かすための活用方法を検討する	関連部局・文化財部局 専門家 —				国補助 市費
34	全体	関連文化財群の歴史文化ストーリーの発信 市民や来訪者が関連文化財群を周遊できるよう、SNSなどを活用して、必要な情報発信を進める	関連部局・文化財部局・団体 — —				市費
35	海	体験学習推進による観光対応 海とともに生きてきた舞鶴の特性を活かし、観光客にも対応した海の歴史文化学習体験の取り組みを拡充する	関連部局・団体 文化財部局 専門家				市費 団体費
41	鎮守府	歴史的建造物の新たな活用機会の創出 赤れんが倉庫等歴史的建造物活用イベントを継続的に実施するとともに、ユニークベニューやサブカルチャー等新たな活用機会の創出に努める	関連部局・団体・専門家 市民 —				団体費
46	引揚	舞鶴引揚記念館収蔵資料保存活用計画の改定 「舞鶴引揚記念館収蔵資料保存活用計画」を見直し必要な改定を行う	関連部局・専門家 — 文化財部局				市費
51	鎮守府	赤れんが周辺の景観づくり 赤れんがパークを核とした旧海軍ゆかりのまちらしい景観づくりを進める	関連部局・文化財部局 団体・専門家・市民 —				国補助 市費
52	鎮守府	重要文化財赤れんが倉庫群等耐震補強・修理工事 文部科学省所管赤れんが倉庫群の活用を見据えた耐震補強や修理工事、設備更新を実施する	関連部局・文化財部局・専門家 団体 —				国補助 府補助 市費
53	自然	自然環境保全活動団体等への支援 自然環境保全に取り組む団体の支援を進める	関連部局・文化財部局 団体・市民 —				国補助 市費
54	城下町	伝統文化等の復活 城下町の町人文化である子供歌舞伎の復活など伝統文化等の復活に向けた取り組みを検討する	団体 関連部局・文化財部局・専門家・市民 —				国補助 府補助 市費
56	引揚	引揚記念館語り部の育成 子どもたちが引き揚げの記憶を学んだり、語り部養成講座に参加したりして、引揚記念館で活躍する機会を継続して進める	関連部局・文化財部局・団体・市民 — 専門家				市費

No.	関連文化財群のテーマ	事業名・事業内容	主な取組主体	短期	中期	長期	財源
57	引揚	近現代資料の保存の推進 引揚記念館の資料など近現代資料の保存のための最適手法を検討して未来に引き継ぐ	文化財部局 専門家 —				国補助
58	引揚	引揚体験の記録保存 引き揚げ体験者口述史料（オーラルヒストリー）の記録保存および既存データの整理を進め、デジタルアーカイブズの構築を目指す	関連部局 専門家 文化財部局				国補助
59	引揚	平和学習誘致の継続 市外からの教育旅行による平和学習誘致を継続する	関連部局 — —				市費

第6章 歴史文化遺産の保存・活用の推進体制

1. 舞鶴市の体制

歴史文化遺産の保存・活用所管課および関係部局・博物館施設における職員・専門人材の配置状況や、地方文化財保護審議会である舞鶴市文化財保護審議会、京都府文化財保護指導委員および外部の専門人材の配置状況は下記のとおりである。

表 6-1 歴史文化遺産の保存・活用の体制（令和2年4月現在）

市役所
【歴史文化遺産所管課】
文化振興課 業務内容：文化の振興に係る企画および調整に関する事。歴史文化遺産の保護および活用に関する事。 職員数：6名（うち専門職員3名、1名は引揚記念館と兼務）
【関係課】
観光振興課 業務内容：観光振興および観光関係団体の育成等に関する事。赤れんがによるまちづくりに関する事。
都市計画課 業務内容：景観行政に関する事。開発行為等に関する事。
企画政策課 業務内容：市総合計画に関する事。上位計画および市の他計画との調整に関する事。
地域づくり支援課 業務内容：地域コミュニティの振興に関する事。生涯学習の推進に関する事および公民館に関する事。
学校教育課 業務内容：教育課程および学習指導に関する事。ふるさと学習に関する事。
【博物館施設】
舞鶴市郷土資料館 業務内容：郷土の文化的遺産を収集・保存・展示。 職員数：3名（うち専門職員2名、1名は田辺城資料館と兼務） ※ 施設の職員数には臨時職員等を含む。以下、同じ。
舞鶴市田辺城資料館 業務内容：城下町に関する歴史資料、地理資料、民俗資料等の展示・保存等。 職員数：3名（うち専門職員1名、1名は郷土資料館と兼務）
舞鶴市立赤れんが博物館 業務内容：国内外のれんがおよびれんが建造物に関する現物および関連資料等の収集、展示、保存、研究等を行うとともに、れんがに関する情報の発信。 職員数：8名（うち専門職員1名、職員のうち1名は観光振興課と兼務）
舞鶴引揚記念館 業務内容：引揚げ関係資料等の収集、保存および展示並びにその調査および研究に関する事。引揚げの史実および平和の尊さの発信に関する事。 職員数：15名（うち専門職員3名、1名は文化振興課と兼務）

地方文化財保護審議会等
<p>舞鶴市文化財保護審議会 権限：市長の諮問に応じて、文化財の保存および活用に関する重要事項について調査審議し、ならびにこれらの事項に関して市長に建議する。 委員：12名（委員定数13名）</p> <p>舞鶴市文化振興審議会 権限：市長の諮問に応じ、文化の振興に関する事項について、調査し、および審議するとともに、その結果を答申する。 委員：10名（委員定数10名）</p>
文化財保護指導委員
<p>京都府文化財保護指導委員 職務内容：担当区域内の文化財等の保存管理に関する巡視、指導助言。 委員：2名（本市担当委員）</p>
関係団体・個人等
<p>一般社団法人 京都府北部地域連携都市圏振興社（海の京都 DMO） 活動内容：海の京都地域の連携とネットワークの強化、観光地域づくりの推進等。</p> <p>舞鶴観光ガイドボランティアけやきの会 活動内容：赤れんが他舞鶴一円の観光ガイド。</p> <p>田辺城ガイドの会 活動内容：田辺城および城下町のガイド。</p> <p>NPO 法人舞鶴・引揚語り部の会 活動内容：引揚記念館の展示資料や引き揚げの史実、引揚者をあたたかく迎え入れたまちの歴史を語り継ぐ。</p> <p>青葉山レンジャー隊 活動内容：若狭湾地域における生物・自然環境等の保全・普及教育。</p> <p>舞鶴ネイチャーガイドの会 活動内容：舞鶴の豊かな自然を紹介するネイチャーガイド。</p> <p>冠島調査研究会 活動内容：冠島のオオミズナギドリ生態調査・研究。</p> <p>舞鶴地方史研究会 活動内容：舞鶴市の歴史の研究、例会・研究会の開催、会誌の発行等。</p> <p>舞鶴自治連・区長連協議会 歴史文化遺産所有者（団体・個人） その他市内で活動している団体 ※</p>
京都府関係機関
<p>京都府文化財保護課 業務内容：文化財保護法の施行に関する事務。府指定文化財、府登録文化財等の保存と活用に関すること。</p> <p>京都府立丹後郷土資料館 業務内容：歴史資料等の収集、整理および保存、調査および研究、展示および利用に関すること。</p> <p>京都府文化政策室 業務内容：文化行政の企画に関すること。未指定文化財の保護のための補助事業。</p> <p>京都府立京都学・歴彩館 業務内容：京都府関係資料の収集・保存・調査研究・公開。</p>
広域団体
<p>旧軍港市日本遺産活用推進協議会 全国近代化遺産活用連絡協議会 京都府北部地域連携都市圏形成推進協議会 等</p>

※ 関係団体・個人等については、今後の計画の進捗状況を踏まえ、適宜追加を行う。

2. 推進体制の構築

(1) 庁内連携の推進

日本遺産を中心とした近代化遺産の魅力発信と観光振興、赤れんが倉庫群の整備活用、海辺の漁業集落や城下町など舞鶴らしい景観の保全、歴史文化遺産の次世代への継承や担い手の育成等、市内の歴史文化遺産の保存と活用を効果的に進めていくためには、観光、まちづくり、景観、教育といった関連する各分野の所管部署との連携が不可欠である。本計画の作成にあたっては、これら各所管部署が現在取り組む事業の内容や今後の動向、予定する事業展開を踏まえ、具体的な保存・活用に関する措置を定めている。なお、今後はさらに、地域づくり・生涯学習、農林水産業、産業振興、防災等、庁内連携の輪を広げ、これらの関係部署と目標を共有しつつ、相互の連携を強化していく。

(2) 市民・団体との連携の推進

ア. 所有者との連携

歴史文化遺産の所有者の大半は、市内の個人・団体である。これらの歴史文化遺産が現在まで保存・継承されてきたのは、行政から一定の財政支援はあるものの、各所有者の不断の努力によるところが大きい。本計画の基本方針3「歴史文化の魅力を引き継ぐ」実現のため、今後も所有者と連携し、歴史文化遺産の適切な保存を進めるとともに、活用に取り組む場合においても、活用する側と所有者、相互に有意義な事業となるよう十分な調整を図る。

イ. 地域住民との連携

個人・団体のほか、自治会・区や氏子・檀家組織・講等、地域住民を構成員とする団体により、歴史文化遺産の保存・継承が担われている場合も多い。基本方針4「歴史文化の魅力を保全・活用するための仕組みをつくりだす」実現のためには、これらの地域に根差した歴史文化遺産についての掘り起しや防犯・防災のための見守り活動等、地域住民自身がその価値を見出し、主体となって保存と活用に取り組むことが不可欠である。今後、地域住民との一層の連携・協働のもと歴史文化遺産の保存・活用を進める。

ウ. 団体との連携

基本方針の2「歴史文化の魅力を活かす・発信する」ためにも、今後も観光情報の共有・発信および観光客の誘致・案内・誘導、地域資源の発掘および開発と着地型・体験型旅行商品の開発および販売促進等において、京都府北部地域全体の観光地域づくりに取り組む（一社）京都府北部地域連携都市圏振興社との連携が不可欠である。また、市内では市民自らが学び・発信する観光ボランティア団体が活動しており、これらの観光ボランティア団体の協力のもと今後の事業展開を目指す。

また、自然環境の保全・普及啓発活動に取り組むボランティア団体や有志の研究者グループの活動や後継者の育成を支援する。

さらに、今後は、関係部署を通じ、まちづくりに取り組むNPOや企業・事業者との連携や、ライオンズクラブやロータリークラブなどの社会貢献を目的とする団体とも連携したうえで、歴史文化遺産の保存・活用への支援を得るとともに団体相互の連携体制の構築を目指す。

(3) 外部の専門家との連携の推進

これまで文化財保護審議会の委員や大学・研究機関等に所属する研究者による調査や資料保存・修理に係る指導・助言のほか、京都府文化財保護課・京都府立丹後郷土資料館・（公財）京都府埋蔵文化財

調査研究センター等関連機関による調査、京都府立大学の地域貢献型特別研究（ACTR）を活用した共同研究やフィールドワークを実施してきた。また、市内には舞鶴工業高等専門学校等の高等教育機関があり、人文科学・建築学・工学等幅広い専門の人材を有している。市内の歴史文化遺産の価値の発見・再認識のためにも、これらの外部の専門家と連携・協働し、本計画の基本方針1「歴史文化の魅力を探る・学ぶ」の実現を目指す。

（４）広域連携の推進

旧海軍鎮守府が置かれた横須賀・呉・佐世保・舞鶴の4市には、海軍ゆかりの近代化遺産が多く残り、日本遺産「日本近代化の躍動を体感できるまち」のストーリーを活用した観光振興による地域経済の活性化を図るため、旧軍港4市による「旧軍港市日本遺産活用推進協議会」を組織しており、今後も日本遺産をはじめとして、4市の歴史文化の魅力を発信するため連携して事業展開を進める。

また、赤れんが倉庫群に代表される近代化遺産の保存・活用と伝統産業等を活かした地域振興、歴史的町並みの保存、地域資源を活かした新たな観光の創出に資することを目的とした「全国近代化遺産活用連絡協議会」と連携し、国内外に舞鶴市の近代化遺産の魅力を発信する取り組みを進めていく。

舞鶴市は、歴史的・文化的背景や、近年における交通アクセスの整備により、年々京阪神や日本海沿岸地域からの移動も格段に良くなっており、今後の交流人口の拡大や観光施策などの面で連携が期待されている。

これまでも、京都府北部地域の5市2町と「京都府北部地域連携都市圏形成推進協議会」を構成し、連携して歴史・文化・自然などの地域資源や観光振興など広域的なまちづくりへの取り組みを進めており、今後も域内で連携・協働した取り組みを進めていく。

その他にも、国や京都府、姉妹都市をはじめとした海外の個人・団体・機関等と幅広く連携し、本市の歴史文化遺産の保存と活用に係る取り組みを進めていく。

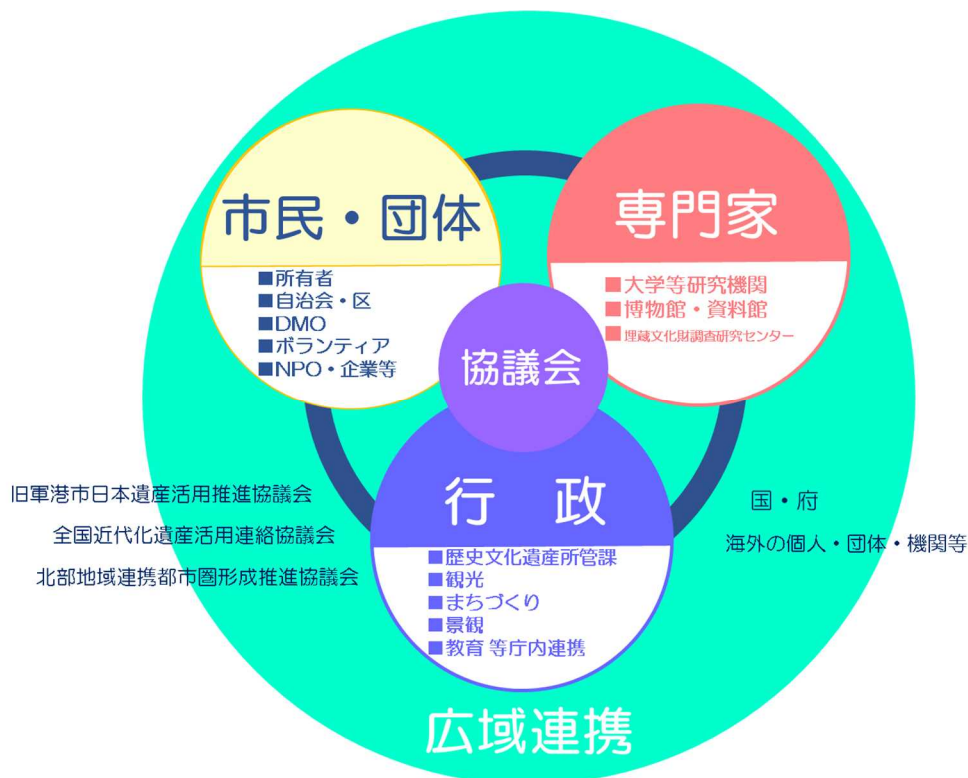


図 6-1 舞鶴市の推進体制

3. 計画の推進・進捗管理

本計画の推進および進捗管理にあたっては、現在設置する「舞鶴市文化財保存活用地域計画策定懇話会」に必要な団体・機関等を加え、文化財保護法第183条の9に定める「協議会」として、新たに「舞鶴市文化財保存活用地域計画協議会（仮称）」（以下、協議会）を設置し、本計画の推進組織として位置づける。

協議会は、年1回程度開催し、本計画が定める措置について、年度ごとの実施計画や実施状況の報告を受け、自己評価を実施して進捗状況等の管理を行う。

なお、本計画の計画期間は10年間とするが、計画期間を各5年の前・後期に分け、前期5年の経過時に協議会において自己評価や見直しを実施し、後期5年の事業計画について、必要な更新・修正を加えるものとする。

また、計画期間10年の経過時に計画全体の総括評価を行ったうえで、協議会において次期計画を作成する。

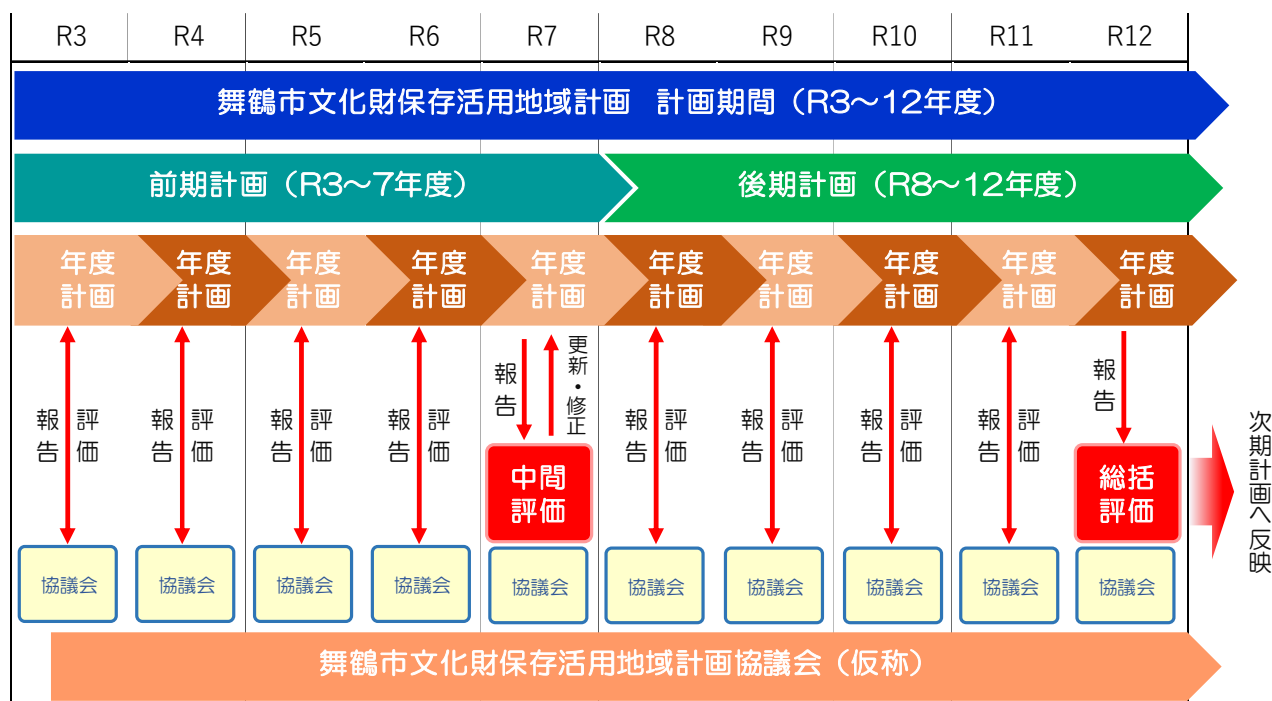


図 6-2 計画期間と進捗管理イメージ